

## 水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部を改正する命令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第三号（令和二年十二月二十八日）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十四条第一項の規定に基づき、水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部を改正する命令

水銀含有再生資源の管理に関する命令（平成二十七年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式（別紙2を除く。）中「氏名 印（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」を「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。